# 県民対話集会実施要領

令和5年8月23日制定 令和6年3月15日改正

### 1 目的

青森県内で活動する団体・グループ・事業所等(以下「団体等」という。)の方々のもとに知事が出向き、県民の声を聴く対話集会を開催し、対話の中から政策のヒントを得る。

#### 2 実施方法

(1) 対象団体等

青森県内に所在する団体等で、概ね10人から20人程度の参加者が見込まれるものとする。ただし、事業の趣旨に照らし、開催が適当でないと判断される団体等を除く。

(2) 開催場所

団体等の活動場所、職場、施設等

(3) 団体等の選定方法

原則として公募により選定する。

## 3 運営

(1) 対話方法

原則として知事と団体等とのフリートークとする。

(2) 対話時間

1時間程度とする。

(3) 県側出席者

知事及び広報広聴課の職員とし、必要に応じ関係部局等の職員が出席するものとする。

## 4 対話内容の公開・活用

- (1) 県民対話集会は公開とし、対話内容は関係部局等に情報提供する。
- (2) 開催概要は県HP、SNS等で情報発信する。

附 則

この要領は、令和6年8月23日から施行する。

附 則(令和6年3月15日改正)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。